

☆ スポーツ少年団に登録する条件

※登録の有効期間は1年間（年度末まで）。毎年、更新手続きが必要。

<指導者>

- ・満20歳以上の成人指導者2名以上が必要。
- ・指導者の中から代表指導者を1名選出。
※2団以上の代表指導者を兼ねるのは不可。
- ・有資格指導者（認定員または認定育成員）2名以上が必要。
※新規団は、その年度内での資格取得が必要。

<団員>

- ・満3歳以上20歳未満、10名以上が必要。

有資格指導者は2名以上在籍しているが、団員数が10名に満たない場合には



「堺市複合スポーツ少年団」として大阪府へ登録をします。

代表指導者： 中西 一郎
代表者住所： 〒599-8123 堺市東区北野田 1077 阿け北野田 3階
代表者連絡先： 072-294-6111
送付先 及び Eメールアドレス： 本部事務局とする

加入条件

- ①有資格指導者が2名以上在籍している団
- ②更新の意思はあるが、団員が10名に満たないためWEB登録が出来ない団

☆認定員有資格指導者が不足している団については、認められません

申込方法

堺市独自の申込用紙に、必要事項を記入し、登録料を添えて堺市スポーツ少年団本部事務局まで送付してください。振込可、ただしその場合は申込用紙を別途送付願います。
⇒ 事務局でとりまとめ、単位団としてWEB登録をする

複合団加入にともなう注意点

- 各種目の活動場所等については、これまで同様の場所で活動できます。
- 各行事の参加については、堺市スポーツ少年団中央大会、市単位の各種目部会の大会等までは、これまで同様の団名（チーム名）で参加できます。それ以外の府下大会につながる地区予選並びに派遣事業としての全国・近畿スポーツ少年大会等に参加する場合は、登録団名は「堺市複合スポーツ少年団」となります。
- 今後、優良団等の表彰条件としてのこれまでの年数は積算されません。
- 複合団のため、これまでのように機関誌「Sports Japan」は個々の団には届きません。また、日本本部並びに大阪本部からの情報や書類等は、これまで同様市本部経由で手元に届きます。